事業主の皆様へ

個人住民税の特別徴収を徹底しています。

○特別徴収の徹底に伴い、普通徴収に切替ができる従業員は右の基準を満たす場合に限られます。

○特別徴収できない従業員がいる場合、給与支払報告書の提出時に普通徴収への切替手続きが必要です。

○給与支払報告書等は給与の支払があった年の翌年１月末までにご提出ください。

特別徴収とは　所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

普通徴収を認める基準（鳥取県統一基準）

１　事業主（給与支払者）

次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。

普Ａ　総従業員数（※）が２人以下

※事業所全体の従業員数から、普Ｂ～Ｆの要件に該当する人数を差し引いた人数

２　従業員（給与所得者）

次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。

普Ｂ　他の事業所で特別徴収されている

普Ｃ　毎月の給与が少なく、税額を引ききれない

普Ｄ　給与の支給が毎月ではない（不定期受給）

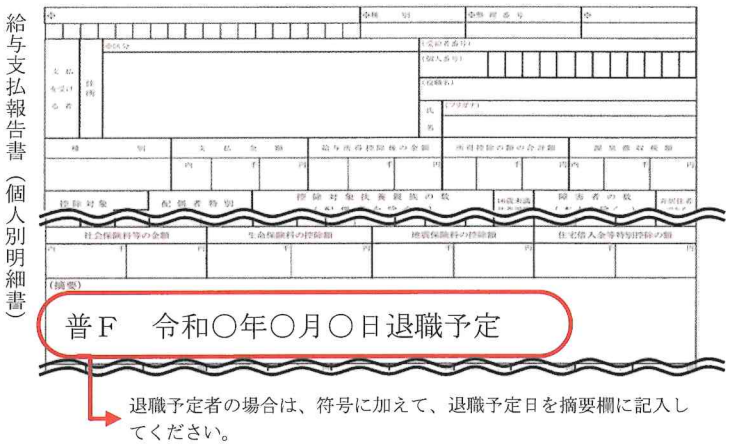
普Ｅ　専従者給与が支給されている
（個人事業主のみ対象）

普Ｆ　退職者又は退職予定者（５月末日まで）

特別徴収ができない方がいる場合（右上の基準に該当する場合）**は、以下のとおり給与支払報告書・普通徴収切替理由書兼仕切書を市町村へ提出してください。**

①給与支払報告書を各市町村に提出していただく際、右上の基準に該当する方がいる場合は、**「普通徴収切替理由書兼仕切書」を提出**してください。

②**給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に**普通徴収に該当する理由**（右上の符号）を必ず記載**してください。【右図参照】
符号の記載がない場合は、特別徴収となります。



《eLTAX や光ディスクで提出する場合》
普通徴収に該当する従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の**普通徴収項目にチェック**（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）**を行い、摘要欄に右上の符号「普Ａ」～「普Ｆ」を入力**してください。入力がない場合、特別徴収となります。
電子申請で提出する場合、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

そのほか、以下に該当する場合は手続きが必要です。詳しくは、提出先の市町村へお問い合わせください。

○特別徴収している従業員（納税義務者）に退職・転勤・休職・死亡等による異動があった場合は、給与所得者異動届出書をご提出ください。

○従業員が常時 10 名未満の事業所は、申請により毎月の納期を年２回にすることもできます。（納期の特例）

鳥取県・県内全市町村

給与支払報告書・源泉徴収票の提出はeLTAXで！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）の納税は地方税共通納税システムで！

◆eLTAX（エルタックス）・共通納税システムとは

全国の地方公共団体が共同で運用するインターネットを利用した地方税の手続きを行うためのシステムです。

◆eLTAXご利用の場合の必要な準備

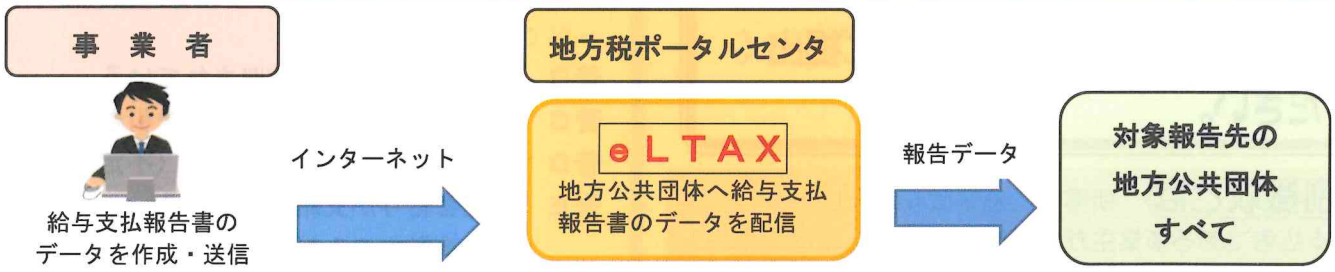
ｅＬＴＡＸのホームページから利用届出（新規）を提出 → 利用者ＩＤ、仮暗証番号を取得 → ｅＬＴＡＸ対応ソフトウェア※を取得 → ｅＬＴＡＸ対応ソフトウェアからログインし仮暗証番号を変更 → 電子申告・電子納税開始

※　対応ソフトウェア「ＰＣｄｅｓｋ」は、ｅＬＴＡＸのホームページから取得できます。（無料）

◆eLTAX＆共通納税システムのメリット

- ○自宅やオフィスから手続きが可能
- ○複数の地方公共団体へまとめて送信・納税が可能
- ○税理士等の代理人による手続きも可能
- ○サービスは無料で利用可能

eLTAXによる給与支払報告書提出の流れ



※　令和９年１月以降、給与支払報告書を市町村へ提出した場合、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出は不要です。
詳細は、国税庁ホームページ「源泉徴収票のみなし提出の特例　特設ページ」をご確認ください。

地方税共通納税システムによる給与特別徴収の納税の流れ

納付情報入力 → **納付方法選択** → **納　税**

利用者名等、手続名（個人住民税）及び納税先の市町村名などの情報を、①手入力・②システムから過去の納付情報をもとに入力・③ＣＳＶファイル等の取込みのいずれかの方法により入力

納付の方法（ＡＴＭ・インターネットバンキング・クレジットカード・ダイレクト納付）を選択

金融機関の口座から引落し等

eLTAX、地方税共通納税システムに関する利用手続き・操作方法など詳細は、
以下をご確認またはお問合せください。
ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/
ヘルプデスク　電　話：**0570-081459**（つながらない場合：03-6745-0720）
受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始 12/29～1/3を除く）

エルタックス　検索

個人住民税の特別徴収に関するお問合せ先

	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鳥取市	市民税課	0857 - 30 - 8148	米子市	市民税課	0859 - 23 - 5114
岩美町	税　務　課	0857 - 73 - 1413	境港市	税　務　課	0859 - 47 - 1017
若桜町	税務住民課	0858 - 82 - 2233	日吉津村	住　民　課	0859 - 27 - 5951
智頭町	税務住民課	0858 - 75 - 4117	大山町	税　務　課	0859 - 54 - 5208
八頭町	税　務　課	0858 - 76 - 0204	南部町	税　務　課	0859 - 66 - 4802
倉吉市	税　務　課	0858 - 22 - 8115	伯耆町	住　民　課	0859 - 68 - 3114
三朝町	町　民　課	0858 - 43 - 3505	日南町	住　民　課	0859 - 82 - 1112
湯梨浜町	町民生活課	0858 - 35 - 3116	日野町	住　民　課	0859 - 72 - 0333
琴浦町	税　務　課	0858 - 52 - 1702	江府町	住民生活課	0859 - 75 - 3223
北栄町	町　民　課	0858 - 37 - 5865			

具体的な手続きについて
<各市町村　住民税担当課>

特別徴収徹底の取組について
<県税務課、各県税事務所>

鳥取県　税務課	市町村税担当 電話 0857-26-7161
東部県税事務所	電話 0857-20-3503
中部県税事務所	電話 0858-23-3102
西部県税事務所	電話 0859-31-9602